

2021年2月吉日

一般社団法人滋賀県木造住宅協会会員の皆様

一般社団法人滋賀県木造住宅協会
会長 根 縫 徹也



一般社団法人滋賀県木造住宅協会 会員登録更新のご案内

拝啓 向春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当グループの更新時期が3月末に迫ってまいりました。来年度も一般社団法人JBN・全国工務店協会と連携し国の補助金情報や住宅に関する有益な情報のご提供、また現場研修会や各種セミナー等さまざまな研修を企画しております。つきましては来年度も更新いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご更新につきましては3月15日(月)までに下記必要事項をご記入いただき、メールもしくはFAXにてお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

お会社名	_____
ご担当者名	_____
メールアドレス	_____
更新連絡欄	継続 ・ 退会

※更新連絡欄はどちらかに○をつけてください。

年会費： ￥36,000 (4月～3月)

※お申込書到着後、郵送にて請求書を送付致します。

(振込期限：4月1日～5月31日)

※振込み手数料はご負担願います。

以上

お問い合わせ

一般社団法人滋賀県木造住宅協会 事務局 (株)八興内)

TEL 0748-37-7185/FAX 0748-37-6982 担当：衣川まで

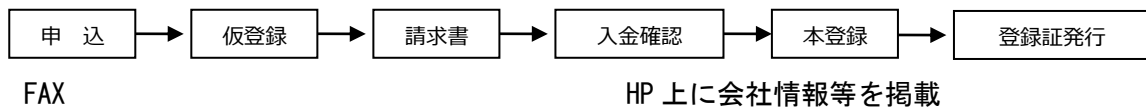
■一般社団法人 滋賀県木造住宅協会 会員登録種別および年間登録料

会員種別	資格	対象	支援内容	年間登録料
正会員	建設業許可業者および入会から5カ年以内に許可業者となる事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の工務店	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円
A 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の工務店を支援する販売店・材木店	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円
B 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	メーカー・商社・協力団体	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円
C 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の設計事務所	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円

●お申し込みは随時可能です。

●他団体もしくは直接の JBN 会員にあっては年間登録料を 12,000 円とさせていただきます。

【登録の流れ】



●注意事項

- ① 中途退会された場合は、一度納入された会費はご返却できませんのでご了承下さい。
- ② 更新登録をされない場合は会員資格を失い、再度登録の場合は改めて未納分年会費が必要となります。
(例：4月に更新せずに8月に再登録した場合は、4月分よりの年会費を頂きます。)
- ③ 更新案内より1ヶ月以上ご連絡もなく会費未納の場合は、自動退会となり会員資格を失います。

■お問い合わせ・お申込先：

一般社団法人 滋賀県木造住宅協会 事務局

〒523-0015 滋賀県近江八幡市上田町 175

TEL : 0748-37-7185 FAX : 0748-37-6982 (担当 : 衣川)

E-mail : kinugawa@hakko-gr.co.jp HP : <http://shiga-kinoie.com/>